



山形県公報

平成24年12月4日(火)
第2399号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(健康福祉企画課) ……1333
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……1334
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……1335

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……1336
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第1118号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
山形地域福祉事業所「ねの子介護サービスステーション」  
山形市七日町一丁目4番55号 ガーデンテラス七日町
- 2 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |                           | 変更年月日      |
|-------------|---------------------------|------------|
| 変更前         | 変更後                       |            |
| 山形市美畑町5番38号 | 山形市七日町一丁目4番55号 ガーデンテラス七日町 | 平成22. 6. 1 |

## 山形県告示第1119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日     |
|-----------|------|------------|-----------|
| 南陽治療院     | 菊地隆輝 | 南陽市池黒630番地 | 平成24.11.8 |

## 山形県告示第1120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------|-------------------------|---------|------------|
| アースサポート株式会社    | アースサポート酒田<br>酒田市末広町5番2号 | 居宅介護支援  | 平成24.11.21 |

## 山形県告示第1121号

次の開発行為は、完了した。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成24年7月12日 指令置総建第15号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高島町大字高島字川辺1542番2、1547番1、1547番2、1563番5、1564番12、1564番16、1564番23、1547番1先水路
- 許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高島町大字高島522番地3  
株式会社菅野実務研究所

## 山形県告示第1122号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の氏名 | 売りさばき所の所在地        |               | 承認年月日      |
|-----------|-------------------|---------------|------------|
|           | 変更前               | 変更後           |            |
| 佐藤 良三郎    | 寒河江市大字寒河江字横道56番地3 | 寒河江市南町一丁目3番6号 | 平成24.11.22 |

## 山形県告示第1123号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「西置賜郡飯豊町大字  
萩生902番地2」 を 「西置賜郡飯豊町大字  
萩生3550番地の2」 に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人もみじの里
  - (2) 代表者の氏名  
松田 隆明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市交り江四丁目6番31号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、3障害や複合型の障害者及び、引きこもりの人たちの社会自立を目指す事業を行う。また、必要な障害者にたいしては、グループ・ホーム等の宿泊を伴う施設も備え、豊かで活力のある地域・社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人グロース企画
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 惣次
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市八幡町6番9号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、公共的な活動分野における協働を促進し、主体的なNPO活動の発展を目指し、以下の活動分

野とする。

(1)社会教育の推進を図る活動(2)まちづくりの推進を図る活動(3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(4)環境の保全を図る活動(5)地域安全活動(6)国際協力活動(7)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動(8)子どもの健全育成を図る活動(9)情報化社会発展を図る活動(10)科学技術の振興を図る活動(11)経済活動の活性化を図る活動(12)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動(13)消費者の保護を図る活動

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年11月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人つるおかランド・バンク
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 俊夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市ほなみ町1番2号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、鶴岡市民、市内に転入する者及び市内に空き家、空き地を所有する者に対して、密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路を一体的に行う区画再編事業の調整に関する事業や、市内全域の空き家、空き地問題の解決に関する事業を行い、良好で快適な住環境整備に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 額         | 摘 要         |                                    |                                    |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート2号 | 長井市台町3-<br>2              | 3DK  | 58.0                          | 1          | 一般用 | 14,200<br>円             | 16,400<br>円                        | 18,700<br>円                        | 21,100<br>円                        | 24,100<br>円 | 27,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 小国アパ<br>ート2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    | 単身可                                |
| 同              | 同                         | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年12月10日から同月14日まで（土、日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成24年12月14日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成25年2月上旬

平成24年12月4日印刷  
平成24年12月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056